

佐呂間町ふるさと納税返礼品及び返礼品取扱事業者選定要領

第1 目的

ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）による佐呂間町（以下「町」という。）への寄附促進と地元特産品等のPR、販売促進及び地元企業の活性化等の相乗効果を図るため、寄附者に返礼品として提供する地場産品や体験型サービス等（以下「返礼品」という。）及び返礼品を取り扱う事業者（以下「取扱事業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 取扱事業者の要件

取扱事業者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、全ての要件を満たしていても、町が取扱事業者として適当でないと判断した場合は、認定しないことができるものとする。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工又はサービス（販売、体験を含む。以下「サービス等」という。）の提供を行っている法人、その他の団体及び個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、同一のサービス等を提供する本町内の取扱事業者から許可を得ている場合は、町外の事業者も可能とする。
- (2) 各種法令等を遵守し生産、製造、加工又はサービス等の提供を行っていること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 佐呂間町暴力団排除条例（平成24年条例第31号）に掲げる暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 佐呂間町個人情報保護条例（平成15年条例第20号）及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (6) 町が、返礼品等のふるさと納税に関する取扱業務全般について委託するふるさと納税支援業者（以下「委託業者」という。）に対し、業務のために必要な書類や画像等の提供をすることができること。

第3 返礼品の要件

1 取扱事業者が提供する商品又はサービス等であり、次の要件を全て満たすものとする。ただし、全ての要件を満たしていても、町が返礼品として適当でないと判断した場合は、認定しないことができるものとする。

- (1) 町内事業者が生産、製造、加工、企画等のいずれかを手掛けているもの。もしくはサービスの提供を行っているもの。
- (2) 町のPR、地域ブランドの向上、産業振興又は観光振興に寄与する等の要素を持つもの。
- (3) 受注後、一定期間内に返礼品を発送することが可能で、品質および数量の面で安定した供給ができるもの。

- (4) 委託業者の指定する宅配業者により配送が可能なもの。ただし、飲食物については、寄附者に到着後、数日の消費または賞味期限が保証できるものとする。
- 2 返礼品の金額等ふるさと納税制度について、総務省から見直し等の通知があった場合には、返礼品の要件の見直しを行い、要件を満たさない返礼品については直ちに返礼品から除外するものとする。

第4 返礼品の金額

- 1 返礼品の金額（包装代、箱代を含め、税込）は、寄附金額の3割を上限とし、総務省が指定する募集に係る経費を合わせた割合が5割以内となるように、町で寄附金額を設定するものとする。
- 2 返礼品の送料については、委託業者の請求に基づき佐呂間町が負担するものとする。

第5 取扱事業者及び返礼品の募集と登録

- 1 取扱事業者及び返礼品の募集は、随時広報やホームページ等にて募集の告知を行うこととする。
- 2 取扱事業者の登録は、佐呂間町ふるさと納税返礼品取扱事業者認定申請書（様式第1号）により町長に申請するものとする。ただし、町長が認めた手段で様式第1号と同様の内容が確認できる場合は、インターネット上での申請を認める。
- 3 町長は、前項の規定による申請があった際、その内容を審査し、第2の各号全てに該当する場合は、委託業者に情報提供を行い、委託業者から申請を行った事業者へ連絡をするように手配をする。以降については、委託業者が指定する方法で、事業者が取扱事業者として必要な登録作業を行い、登録後に返礼品の登録を行うこととする。

第6 取扱事業者及び返礼品の取消し

次のいずれかに該当した場合は、取扱事業者又は返礼品の取消しができるものとする。

- (1) 第2及び第3に定める要件に適合しなくなったと判断される場合
- (2) 佐呂間町ふるさと納税返礼品取扱事業者認定申請書、または返礼品の内容に虚偽があった場合
- (3) 町に損害を及ぼす行為があった場合
- (4) 返礼品に関する事故、トラブル等に真摯に対応せず、改善が見られない場合

第7 返礼品の配送方法等

- (1) 寄附者の返礼品の選択に基づき、委託業者より取扱事業者に対し、発注及び発送依頼を行うものとする。
- (2) 返礼品発送の際、委託業者の指定する宅配業者以外の宅配業者から発送

を希望する場合は、当該委託業者の指示に従い宅配業者の変更を行うものとする。

- (3) 取扱事業者は、返礼品の品質、提供に係る事故、トラブル等に対する処理については、取扱事業者の責任において行うものとし、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、委託業者とともに真摯に対応し解決に努めるものとする。
- (4) 返礼品の再送が必要となった場合、その経費の負担については、取扱事業者、委託業者、宅配業者、町がその都度協議し、決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、公布の日から適用する。
- 2 この要領の適用以前から取扱事業者として返礼品の提供を行っている事業者は、第2及び第3に定める要件を満たすものとし、第5の2に定める申請は不要とする。

佐呂間町ふるさと納税返礼品取扱事業者認定申請書

佐呂間町長 様

住 所：
 企業・団体名：
 代表者名：

佐呂間町ふるさと納税返礼品及び返礼品取扱事業者選定要領第5の2の規定に基づき、佐呂間町ふるさと納税返礼品取扱事業者の登録を申請します。

町内又は町外に所在する本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場		<input type="checkbox"/> 本社(本店) <input type="checkbox"/> 支社(支店) <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 工場 住所：
企業・団体	業種	
	代表電話番号	
	E-mail	
担当者	役職／氏名	／
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
佐呂間町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録の申請にあたり、次の事項について誓約します。		
1 登録申請関係		
<input type="checkbox"/> 町税等の滞納はありません。また、納税状況確認のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。		
<input type="checkbox"/> 佐呂間町暴力団排除条例（平成24年条例第31号）に掲げる暴力団関係事業者ではありません。		
<input type="checkbox"/> 町が委託する、ふるさと納税支援業者に対し、業務のために必要な書類や画像等を提供することができます。		
2 登録後関係		
<input type="checkbox"/> ふるさと納税の推進にあたり、佐呂間町ふるさと納税返礼品及び返礼品取扱事業者選定要領及び町長の指示に従います。		
<input type="checkbox"/> 総務大臣が定める地場産品基準に適合する商品またはサービスのみを返礼品として提供します。		
<input type="checkbox"/> ふるさと納税の実施において得られた個人情報については、佐呂間町個人情報保護条例及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱います。		
<input type="checkbox"/> 寄附者からの問い合わせや苦情等に対して、委託業者とともに真摯に対応します。		